## 公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札(事後審査型)公告

業務委託契約について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益財団法人埼玉 県下水道公社財務規程第61条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札(事後審査型)執行要領の規定によるものとする。

令和7年10月20日

## 公益財団法人埼玉県下水道公社 理事長 武井 裕之

記

1 入札対象	
(1) 入札対象業務-1	ア 件名 管渠清掃業務委託 (2)
(1) (1) (1)	イ 場所 南部第三準幹線(川口市里地内)ほか
	ウ 期間 契約確定の日から令和8年2月27日まで
	エの概要
	(ア)目的
	本業務は、下水道管路施設を適正に維持管理するため、
	管路内清掃、荒川水循環センター汚泥排水槽等の清掃を行
	うものである。
	(イ)業務内容
	清掃一式
	ア 件名 管渠清掃業務委託(1)
	イ 場所 芝川幹線(さいたま市見沼区東大宮地内)ほか
	ウ 期間 契約確定の日から令和8年2月27日まで
	エの概要
	(ア)目的
	本業務は、下水道管路施設を適正に維持管理するため、
	管路内清掃を行うものである。
	(イ)業務内容
	「イク 未物内台
	清掃一式
2 落札者の決定方法	本件入札は、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札(事後
2 洛札有の沃足万法 	
	審査型)執行要領(以下「執行要領」という。)に基づき、以下
	のとおり落札者を決定する。
	(1)価格競争方式による一抜け方式により落札候補者を決定す   
	る。

	(2) 本件入札は、「1 入札対象」に記載の順に実施する。
	(3)一つの入札において落札候補者となった者は、それ以降の
	他の入札には参加できない。
	(4)落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否か
	の審査を「1 入札対象」に記載の順に行い、上位の審査が
	終了した後に下位の審査を行う。
	(5)落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすこ
	とが確認されたら、落札者として決定する。
3 入札手続きの方法	本件入札は、執行要領に基づき、資料の提出及び入札を行う。
4 設計図書等	令和7年10月20日(月) 10時00分から
	令和7年10月28日(火) 16時00分まで
	公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社 庶務担当
	設計図面及び仕様書等その他入札金額の見積に必要な図書(以
	下「設計図書等」という。)の閲覧・貸与の期間及び場所は上に
	示すとおりとする。
	なお、設計図書等については、下水道公社ホームページからダウ
	ンロードすることができる。
5 競争参加資格確認申請	令和7年10月22日(水) 10時00分から
書の提出	令和7年10月28日(火) 16時00分まで
	公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社 2階事務室
	入札参加を希望する者は、上に示す期間内及び場所に競争参加
	資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を書面により提
	出すること。
6 設計図書等に関する	令和7年10月20日(月) 10時00分から
質問	令和7年10月23日(木) 16時00分まで
	公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社 2階事務室
	設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内及び場
	所に質疑書を書面により提出すること。
7 質問に対する回答	令和7年10月27日(月) 16時00分まで
	質問に対する回答は、上に示す日時までに下水道公社ホームペ
	│一ジで公表する。 │ 入札参加者は質問の提出の有無にかかわらず、下水道公社ホー│
	入礼参加省は貞間の提出の有無にかかわらり、下水道公社ホー     ムページで掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認
	した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全て
	の内容は、すべての入札参加者に適用する。

9 入札に参加できる者の 形態	イ 入札対象業務— 令和7年10月 (2)入札場所	3 1 日 (金) 1 0 時 3 0 分 · 2	
   10   入札に参加する者に必要している。			
(1) 資格者名簿への	区分名	土木施設維持管理	
登載	申請業務[業務分類]	下水道	
	令和7・8年度埼玉県	建設工事等競争入札参加資格者名簿(土	
	木施設維持管理)(以下	「資格者名簿」という。)に、上に示す業	
	務で登載されている者で	あること。ただし、競争入札参加資格審	
		格の有効期間の始期が公告日以前であ	
	る者に限る。		
	なお、下欄「その他の参加資格」ウただし書きに該当する		
		別に定める競争入札参加資格の再審査を	
(0) == ( ) (	受けていること。		
(2) 所在地	本店又は主たる営業所	さいたま県土整備事務所、北本県土整備	
		事務所、朝霞県土整備事務所、又は越谷	
		県土整備事務所管内 た。「本店又はネナス党業系」が トルニオ	
	質俗有名薄に登載され 所在地にあること。	た「本店又は主たる営業所」が上に示す	
(3) 業務実績		日本下水道事業団との謹色却約	
、♥/ 本切大順	国、地方公共団体又は日本下水道事業団との請負契約 1回の契約金額が300万円以上の下水道管路施設(流域		
		道)の管渠清掃業務委託又は管渠調査業 直)の管渠清掃業務委託又は管渠調査業	
	務委託		
		公共工事の入札及び契約の適正化の促進	
		(平成 13 年政令第 34 号) 第 1 条に規定	
		也方公共団体(地方自治体が出資する法	
		共同法人日本下水道事業団との請負契約	
		<b>务委託を元請けとして完了させた実績を</b>	
	有すること。		

Г	ı			
(4) 作業時に必要な資格		一級又は二級土木施工管理技士又は公益社団法人日本		
と有資格者	資格	下水道管路管理業協会が認定する下水道管路管理技士の		
		資格		
	上に示す資格を有する者を、本業務の現場代理人として配置で			
	きるこ	と。現場代理人は、当該者が在籍する入札参加者と「5 競		
	争参加	資格確認申請書の提出」に記載した確認申請書の提出期限		
	の3月	以前から恒常的な雇用関係にあること。		
(5) 現場代理人	本件	は、常駐を要する期間において常駐規定を緩和しない。		
(6) その他の参加資格	ア地	方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の		
	4の	規定に該当しない者であること。		
	イ 埼	玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条		
	の規	定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととさ		
	れた	者でないこと。		
	ウ会	社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手		
	続開	始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法		
	(平	成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立		
	てが	なされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審		
	査基	準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事		
	が別	に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこ		
	の限	りではない。		
	エ 入	札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係が		
		こと(別に定める「資本関係又は人的関係がある者同士の		
	同一	入札への参加を制限する運用基準」参照。)。		
		件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約		
		る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措		
		受けていない者であること。		
		件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約		
		る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を		
		ていない者であること。		
		件入札の公告日から落札決定までの期間に、公社の契約に		
		入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置		
		けていない者であること。		
	_	玉県の電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得		
		いること。		
		札公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)		
		づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115		
		に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11)		
	6号	)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であ		

	ること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用
	が除外されている者は、この限りでない。
11 最低制限価格	設定する。
12 入札保証金	免除する。
13 支払条件	
部分払	しない。
14 支払方法	完了検査終了後、一括精算
15 現場説明会	開催しない。
16 入札に関する注意 事項	
(1) 入札の執行	ア 確認申請書(写)を提出した者であっても、入札時点におい
	て参加資格がない者は入札に参加できない。
	イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。
(2) 入札書に記載する	入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。
金額	なお、契約締結時に消費税及び地方消費税を加算する。
(3) 提出書類	発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書(様式第6-1
	号)を作成し、初度入札の入札書提出の際に提出すること。
(4) 入札回数	ア 再度入札は3回までとする。
	イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができ
	ない。
	ウ 前回の入札において、無効の入札を行った者及び最低制限価
	格未満の価格をもって入札をした者は、再度入札に参加するこ
	とができない。
(5) 入札の辞退	執行要領第 16 条の規定による。
(6) くじ	落札候補者とすべき、同額の入札をした者が2者以上いるとき
	は、くじにより落札候補者を決定する。
(7) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。
	ア 入札者の押印のない入札書による入札
	イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない
	入札書による入札
	ウ 金額の訂正のある入札書による入札
	エ 押印された印影が明らかでない入札書による入札
	オ 入札に参加する資格のない者がした入札
	カ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明
	らかでない入札書による入札
	キ 代理人で委任状を提出しない者がした入札
	ク 他人の代理を兼ねた者がした入札
	· · · · · · · · · · · · · · · ·

ケ 2通以上の入札書を提出した者がした入札、又は2以上の者の代理をした者がした入札 コ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札 サ 明らかに談合によると認められる入札 シ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者同士がした入札 ス 虚偽の確認申請書(写)を提出した者がした入札 セ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 ソ その他、公告に示す事項に反した者がした入札 ソ その他、公告に示す事項に反した者がした入札 (1)提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資料は返却しない。 (2)入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、執行要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。 (3)入札参加者は、(2)に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等(質疑回答書を含む)、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (4)落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。  18 この公告に関する 問い合わせ先 電話番号 048-421-5861 FAX番号 048-421-5861		<del>-</del>
コ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札 サ 明らかに談合によると認められる入札 シ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者同士がした入札 ス 虚偽の確認申請書(写)を提出した入札 セ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 ソ その他、公告に示す事項に反した者がした入札 ソ その他、公告に示す事項に反した者がした入札 (1)提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資料は返却しない。 (2)入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、執行要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。 (3)入札参加者は、(2)に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等(質疑回答書を含む)、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (4)落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。  18 この公告に関する間い合わせ先		ケ 2 通以上の入札書を提出した者がした入札、又は2以上の者
サ 明らかに談合によると認められる入札 シ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者同士がした入札 ス 虚偽の確認申請書(写)を提出した入札 セ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 ソ その他、公告に示す事項に反した者がした入札 ソ その他、公告に示す事項に反した者がした入札 (1)提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資料は返却しない。 (2)入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、執行要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。 (3)入札参加者は、(2)に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等(質疑回答書を含む)、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (4)落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。  18 この公告に関する 問い合わせ先 電話番号 048-421-5861		の代理をした者がした入札
シ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者同士がした入札 ス 虚偽の確認申請書(写)を提出した入札 セ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 ソ その他、公告に示す事項に反した者がした入札 ソ その他 (1)提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資料は返却しない。 (2)入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、執行要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。 (3)入札参加者は、(2)に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等(質疑回答書を含む)、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (4)落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。  18 この公告に関する 問い合わせ先 電話番号 048-421-5861		コ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
ある者同士がした入札 ス 虚偽の確認申請書(写)を提出した入札 セ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 ソ その他、公告に示す事項に反した者がした入札 ソ その他 (1)提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資料は返却しない。 (2)入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、執行要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。 (3)入札参加者は、(2)に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等(質疑回答書を含む)、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (4)落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。  18 この公告に関する 問い合わせ先 電話番号 048-421-5861		サ 明らかに談合によると認められる入札
ス 虚偽の確認申請書(写)を提出した入札 セ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 ソ その他、公告に示す事項に反した者がした入札  17 その他  (1) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資料は返却しない。 (2) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、執行要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。 (3) 入札参加者は、(2) に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等(質疑回答書を含む)、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (4) 落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。  18 この公告に関する 問い合わせ先  な益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社 庶務担当電話番号 048-421-5861		シ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係が
セ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 ソ その他、公告に示す事項に反した者がした入札  17 その他  (1) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資料は返却しない。 (2) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、執行要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。 (3) 入札参加者は、(2) に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等(質疑回答書を含む)、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (4) 落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。  18 この公告に関する 問い合わせ先  な益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社 庶務担当電話番号 048-421-5861		ある者同士がした入札
フ その他、公告に示す事項に反した者がした入札  (1) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資料は返却しない。 (2) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、執行要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。 (3) 入札参加者は、(2) に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等(質疑回答書を含む)、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (4) 落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。  18 この公告に関する問い合わせ先  電話番号 048-421-5861		ス 虚偽の確認申請書(写)を提出した入札
17 その他		セ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
料は返却しない。 (2) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、執行要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。 (3) 入札参加者は、(2) に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等(質疑回答書を含む)、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (4) 落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。  18 この公告に関する 公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社 庶務担当電話番号 048-421-5861		ソ その他、公告に示す事項に反した者がした入札
(2) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、執行要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。 (3) 入札参加者は、(2) に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等(質疑回答書を含む)、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (4) 落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。  18 この公告に関する 公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社 庶務担当電話番号 048-421-5861	17 その他	(1) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資
行要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。 (3)入札参加者は、(2)に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等(質疑回答書を含む)、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (4)落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。  18 この公告に関する 公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社 庶務担当電話番号 048-421-5861		料は返却しない。
申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。 (3) 入札参加者は、(2) に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等(質疑回答書を含む)、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (4) 落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。  18 この公告に関する 公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社 庶務担当電話番号 048-421-5861		(2) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、執
(3)入札参加者は、(2)に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等(質疑回答書を含む)、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (4)落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。  18 この公告に関する 公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社 庶務担当電話番号 048-421-5861		行要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、
告、設計図書等(質疑回答書を含む)、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (4)落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。  18 この公告に関する 公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社 庶務担当 電話番号 048-421-5861		申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。
を理由として、異議を申し立てることはできない。 (4) 落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委 託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知 して入札に参加すること。  18 この公告に関する		(3) 入札参加者は、(2) に定めること以外に、入札後、この公
(4) 落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委 託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知 して入札に参加すること。 18 この公告に関する 公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社 庶務担当 間い合わせ先 電話番号 048-421-5861		告、設計図書等(質疑回答書を含む)、現場等についての不明
話契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。  18 この公告に関する 公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社 庶務担当 電話番号 048-421-5861		を理由として、異議を申し立てることはできない。
して入札に参加すること。18 この公告に関する公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社 庶務担当問い合わせ先電話番号 048-421-5861		(4) 落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委
18 この公告に関する 公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社 庶務担当 間い合わせ先 電話番号 048-421-5861		託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知
問い合わせ先 電話番号 048-421-5861		して入札に参加すること。
	18 この公告に関する	公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社 庶務担当
FAX 番号 048-421-5004	問い合わせ先	電話番号 048-421-5861
		FAX 番号 048-421-5004